

平成17年10月3日
社 会 保 険 庁

「業務改革プログラム」及び「新たな人事評価制度」について

9月27日の第4回「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」に提示した「業務改革プログラム」及び「新たな人事評価制度」については、会議における御議論を踏まえ、別紙のとおり、一部修正の上、とりまとめられましたので、お知らせいたします。

＜業務改革プログラムについて＞

頁	変更点
7	<p>・(これまでの取組)に以下の記述を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民年金の加入漏れの防止、申請者の負担軽減等を図るため、以下の事務に住民基本台帳ネットワークシステムを活用。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳到達者に対する国民年金への加入勧奨（平成15年4月～） ・ 裁定請求の本人確認事務(裁定請求書の添付書類(住民票の写し等)の省略)(平成15年10月～) <p>・(今後の取組)に以下の記述を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者等へのサービスの向上、事務処理の効率化等を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した被保険者等の記録管理の推進を検討。 <p>【実施スケジュール】平成18年度中に開始 年金受給者の生存確認(現況届の省略) 国民年金未加入者の把握・加入勧奨(34歳到達者情報の活用) 平成18年度～ 国民年金・厚生年金の被保険者等の氏名・住所変更の把握(氏名・住所変更届の省略)を検討</p>

(修正理由) 被保険者等へのサービス向上等を図る観点から、社会保険業務への住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大を図ることが重要であるため。

＜新たな人事評価制度について＞

頁	修正前	修正後
19	<p>(4)―③</p> <p>ア. <u>相談者が利用しやすい制度とするために、各部署に苦情相談員を置く。苦情相談員は原則、二次評価者とし、二次評価者がいない場合は一次評価者とする。</u></p> <p>イ. <u>相談者からの相談は、苦情相談員が対応することとするが、相談者は直接、各人事担当部局に相談することができるものとする。</u></p> <p>ウ. 人事院が行うもの（既設） （以下略）</p>	<p>(4)―③</p> <p>ア. <u>職員は、自己の評価に関する苦情や不満等について、各人事担当課又は本庁総務課人事係に苦情相談を行うことができるものとする。</u> <u>なお、苦情や不満等が発生しないように、職員と評価者が十分なコミュニケーションを図るものとする。</u></p> <p>（削除）</p> <p>イ. 人事院が行うもの（既設） （以下略）</p>
20		上記修正に伴い、「苦情相談等の流れ」図の一部修正

(修正理由) 職員の評価に関する苦情相談については、自ら評価を行った二次評価者による適切な対応は期待し難く、評価に関与していない人事担当セクションにおいて対応することが、より中立的で適当であると考えられるため。